

## 消費者被害防止を目指して 消費者行政の取り組みについて



近年、消費生活に関するトラブルは複雑かつ多岐に渡り、2015年度は、全国の消費生活センターに約93万件もの相談が寄せられています。

そのなかでも、情報化が幅広い年齢層に広がり、インターネット利用に関するものや通信機器・サービスの契約に関するトラブルなど、情報通信に関する相談が増加しています。

本市では、被害防止のために広報紙やホームページなどで随時情報提供を行うとともに、出前講座や消費生活に関するイベントの実施、悪質商法に関するパンフレットの全戸配布、市内小学生を対象に消費者啓発標語を募集するなど、被害の未然防止のために啓発活動および消費者教育に力を入れています。

現在、国では地方自治体における消費者問題への取り組みを支援し、消費生活相談体制の充実や啓発活動の強化を図っているところであり、本市でも、市民の皆さんの安全と安心を守るため、消費生活センターに専門相談員を2名配置し、消費生活全般に関する相談業務を行っています。

今後、「誰もが安全で安心して暮らせるまちづくり」の理念のもと、消費生活センターの機能充実を推進し、地域や関係機関との連携を深めながら、自立した賢い消費者の育成や環境づくりに持続的に取り組み、消費者行政の強化を図ってまいりますと考えております。

平成29年3月1日

結城市長 前場 文夫



▲悪質商法やインターネットの危険に関するパンフレットを、イベントや講座で配布しました。



▲悪質商法や振り込め詐欺などをテーマに出前講座を実施しました。



▲消費者啓発標語の入選作品を用いて啓発のぼり旗を作成しました。

あまいワナ  
ことわるゆうぎ だいじだよ



▲祭りゆうぎや市内スーパーの店頭で、消費者被害防止キャンペーンを実施しました。

**「まゆげった」で悪質商法対策**

まずは疑う!  
断しないで、巧妙なトーク  
きじょう型や次々勧誘

困った時は  
**消費生活センターへ!**

**ひっかからない! あきらめない! まずは相談!**

結城市消費生活センター

平日：月曜日～金曜日  
(祝日、年末年始は除く)  
午前9時～午後4時  
(正午～午後1時は除く)

☎ 32-1161  
土・日・祝日は  
消費者ホットラインへ  
☎ 188

# あなたの声 が市政に反映されています!

## 平成28年度「市長へのご意見箱」結果報告

市では、市の将来都市像である「みんなで作る活気と風情のある快適なまち・結城」の実現に向けて、平成24年度から「市長へのご意見箱」の事業を行っています。

この事業は、日常生活や地域における市政に関する課題について、市民の声を直接市長に届け、市政に反映させることができる制度です。広報結城の裏面を利用したはがきや、インターネットなどで随時受け付けをしています。

平成28年度は、20件のご意見・ご提案が寄せられ、回答希望のあった12件について回答を行いました。  
いただいたご意見・ご提案は、より良い市政運営に反映されています。

意見・提案例 平成29年2月20日現在

- |             |                     |
|-------------|---------------------|
| 1 「健康の森」の整備 | 6 ランドセルの無償化         |
| 2 交差点の安全対策  | 7 結城紬振興における補助金の有効活用 |
| 3 路面標示の書き直し | 8 アクロスリハーサル室等の使用    |
| 4 通学路のカラー舗装 | 9 アクロス利用時の料金補助      |
| 5 遊歩道の外灯整備  | 10 防犯カメラの設置         |



路面標示の書き直しを行いました  
(結城市中央町地内)

皆さんの「声」を  
お待ちしております

日常生活や地域での課題、市政に関する建設的な提案など、皆さんのご意見をお聞かせください。

### ■市政懇談会

皆さんからの要望を各地区の自治協力員が取りまとめ、市長や市の執行部が直接回答します。  
毎年10月ごろに開催しています。

### ■平成28年度要望件数

- 結城地区……17件
- 絹川地区……16件
- 上山川地区……14件
- 山川地区……9件
- 江川地区……23件

### ■市長と語る対話集会

市長がそれぞれの地域を訪問し、市政について直接市民の声を聴きします。自治組織や公共的団体、団体・グループなどを対象とします。

年3回(予定)開催しています。



市秘書課 ☎34-0401